

# “防火管理” 伝えたい！4つのポイント



## ポイント① 消火・通報・避難の訓練を実施！

訓練回数：★特定防火対象物：年2回以上 ☆非特定防火対象物：年1回以上

火災の被害を少なくするためには、落ち着いて消火・通報・避難の行動をとることが大切です。防火管理者は、消防訓練を実施しましょう。

※訓練実施前に、まず「訓練実施届出書」を消防署へ提出してください。

年間の訓練回数は、建物の種類により異なります。



## ポイント② 消防用設備等の点検と報告を実施！

報告回数：★特定防火対象物：1年1回 ☆非特定防火対象物：3年1回

建物には、消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等が設置されています。これらは、いざという時に確実に作動し機能するかどうかを定期的に点検しておくことが重要です。

この点検結果は、消防署長へ報告することが義務付けられています。



## ポイント③ 防火管理者・消防計画を変更するときは、変更届を提出！

防火管理者が人事異動などで変更になるときは、「防火管理者選任・解任届出書」と「消防計画作成・変更届出書」の2種類の書類の提出が必要です。必ず、新しく選任された防火管理者名で消防計画を忘れずに提出してください。

## ポイント④ 知らない間に消防法令違反に？

建物の増改築・用途変更などをお考えの方は**事前相談を！**

管理する建物で増改築や用途変更（例：事務所から飲食店へ利用形態を変更するとき）などの計画があるときは、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に消防署までご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事

### お問い合わせ先



大東消防署 消防課

電話 (072) 871 - 4845 FAX (072) 871-5654

※月～金：9時から17時30分まで（祝祭日を除く。）